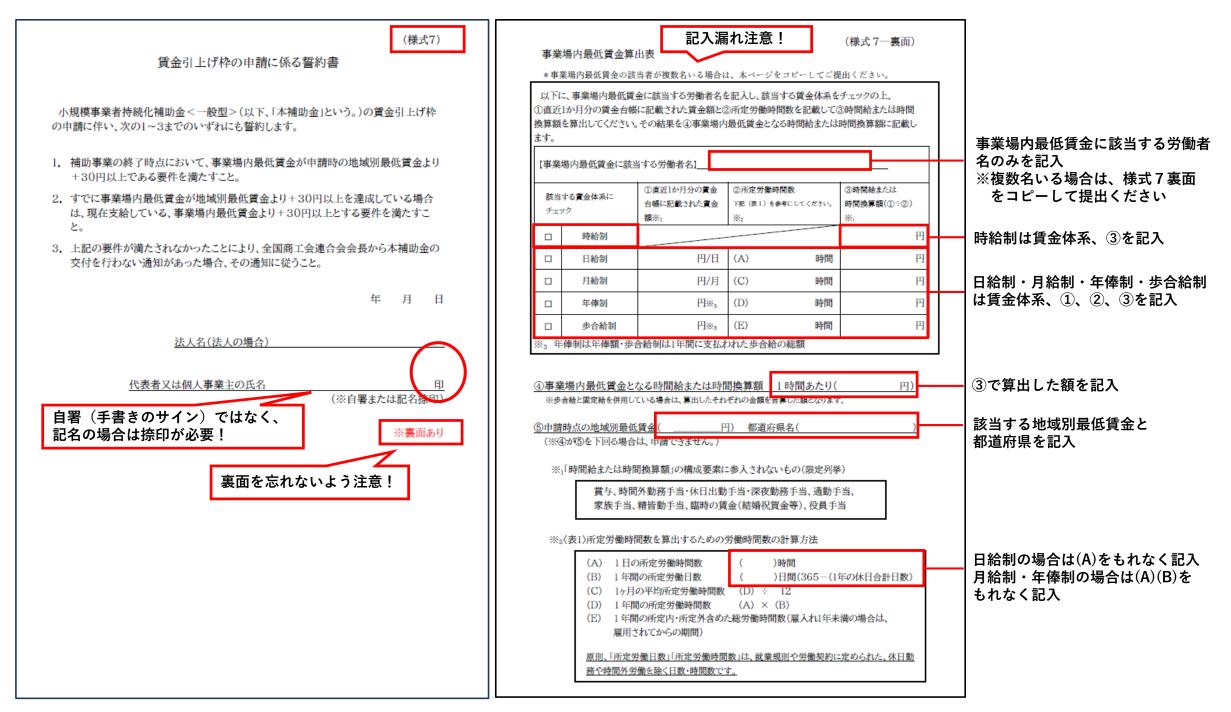
賃金引上げ枠の注意事項

- 記載事項が不足しているケースが多く発生しています。
- 下表をご確認の上、お間違いの無いようご申請ください。

法人·個人事業主共通

- 様式7表裏、両面のご提出が必要です。
- 表面の代表者氏名を自署(手書きのサイン)によらない場合は捺印をお願いいたします。
- 裏面は事業場内最低賃金額に該当する労働者をご提出ください。
- 裏面の事業場内最低賃金に関する項目はもれなく記入してください。
- 必ず補助金事務局ホームページ掲載の最新の様式でご提出ください。



必要な提出書類

労働基準法に基づく 直近1か月分 (注1) の 賃金台帳 (注2) の写し (注3) 雇用条件 (1日の所定労働時間、年間休日) が記載された書類の写し (注3)

例)雇用契約書、労働条件通知書、就業規則等

- (注1) 直近1か月分とは、申請時点において直近1か月で支給している賃金のことをいいます (例えば、9月に申請する場合は、8月に支払った賃金が分かる賃金台帳の提出が必要)
- (注2) 労働基準法に基づく賃金台帳は、「参考資料」P.7の記載内容を満たしている必要があります
- (注3)役員、専従者従業員を除く全従業員分の提出が必要です

賃金引上げ枠の注意事項2

● 賃金引上げ枠について、ご提出の前に、以下ご確認ください。

提出書類	チェック項目			チェック	
様式 7	様式7表面の「代表者又は個人事業主の氏名」欄は、自署または記名捺印がされている				
	「事業場内最低賃金に該当する労働者名」が記入されている ※役員、専従者従業員を除く				
	事業場内最低賃金の該当者が複数名いる場合は、コピーして記入されている				
	該当する「賃金体系」にチェックがされている ※固定給と歩合給を併用している場合は、それぞれにチェックがされている				
	「日給制・月給制・年俸制・歩合給制」の場合、「①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額」 「②所定労働時間数」がもれなく記入されている				
	「③時間給または時間換算額」がもれなく記入されている				
	「④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額」がもれなく記入されている				
	「③時間給または時間換算額」と「④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額」が一致している				
	「⑤申請時点の地域別最低賃金」に該当する(地域別最低賃金)と(都道府県名)がもれなく記入されている				
	「日給制・月給制・年俸制」の場合、<表1>の項目がもれなく記入されている				
	「歩合給制」(歩合給に該当する手当が賃金に含まれている場合を含む)の場合、参考資料P6の 算定方法で歩合給部分の時間換算額を計算し、歩合給制欄に記入されている				
	「※1「時間給または時間換算額」の構成要素に参入されないもの(限定列挙)」に記載されている以外の手当は、「③時間給または時間換算額」にもれなく算入している				
	「④事業場内最低賃金となる時間給または時間換算額」は、「⑤申請時点の地域別最低賃金」を上回っている(④が⑤を下回る場合は申請できません)				
賃金台帳	【労働基準法に基づく、直近1か月分の賃金台帳の写し(以下、賃金台帳)】は、役員、専従者従業員を除く全従業員分が提出されている ※全従業員とは、社員だけでなく、パートやアルバイトを含む				
	賃金台帳に労働基準法に定められている下記10項目すべての記載がされている				
	①氏名	②性別	③賃金計算期間		
	④労働日数	⑤労働時間数	⑥時間外労働の労働時間数※		
	⑦休日労働の労働時間数※	⑧深夜労働の労働時間数※	⑨基本給や手当等の種類とその金額		
	⑩控除項目とその金額	※該当する時間数が無い場合は、0と記載し	ってください。		
	「時給制」の場合、賃金台帳から様式7裏面の「③時間給または時間換算額」が確認できる				
	「日給制・月給制・年俸制・歩合給制」の場合、賃金台帳と様式7裏面の「①直近1か月分の賃金台帳に記載された賃金額」が一致している ※歩合給制の場合は、参考資料P6の算定方法で算定された額が確認できる				
雇用条件	【雇用条件(1日の所定労働時間、年間休日)が記載された書類の写し】は、役員、専従者従業員を除く全従業員分が提出されている ※全従業員とは、社員だけでなく、パートやアルバイトを含む				
	様式7裏面に記載された1日の所定労働時間、年間休日が確認できる				

<重要>賃金台帳または雇用条件は、様式7裏面に記入された内容が確認できるものを ご提出ください